

議案第12号

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月4日提出

市川市長 千葉光行

市川市条例第 号

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第16条中「、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第46条」に改める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

## 理　　由

船員保険法の改正により非常勤の船員である職員の公務災害補償に関しては同法に基づく給付が行われなくなることに伴い、当該職員を本条例の適用対象とする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。